

大阪市告示第1134号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月23日

大阪市長 横山英幸

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和6年9月6日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路線名	除却実施場所	物件
豊屋町線	中央区心斎橋筋1丁目5番先	プランター（1点）
中橋筋線	中央区東心斎橋2丁目5番先	プランター（2点）
中橋筋線	中央区東心斎橋2丁目4番先	プランター（3点）
藤中橋筋線	中央区東心斎橋2丁目2番先	プランター（2点）
三津寺町線	中央区東心斎橋2丁目2番先	プランター（3点）

（建設局総務部管理課）